

有害使用済機器保管等届出書 年 月 日 (宛先) さいたま市長 届出者 〇 住 所 氏 名 ㊟ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)	有害使用済機器の品目： 別紙2のとおり 処理の区分 保管のみ ・ 保管及び処分(再生を含む)
事務所及び事業場の所在地等	事務所 電話番号 別紙3のとおり
	事業場 電話番号 別紙3のとおり 面積
保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)	<input type="checkbox"/> 別紙4のとおり
処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目	<input type="checkbox"/> 別紙5のとおり <input type="checkbox"/> 該当なし
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	<input type="checkbox"/> 別紙5のとおり <input type="checkbox"/> 該当なし
※事 務 処 理 欄	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	

法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

備考

- 1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。
- 2 ※欄は記入しないこと。
- 3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 正本と副本の2部提出すること。(副本は届出者の控えとしてお返しします。)

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1 事業の全体計画					
(1) 有害使用済機器の調達方法					
(2) 有害使用済機器の選別・作業の有無及び方法					
<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり (選別ヤードの規模：) (作業方法：)					
(3) 有害使用済機器の処分					
<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当あり (<input type="checkbox"/> 圧縮、 <input type="checkbox"/> 圧縮梱包、 <input type="checkbox"/> 切断、 <input type="checkbox"/> ())					
(4) 有害使用済機器の種類ごとの取扱量					
有害使用済機器の種類		取扱量 (t / 月)	処理方法	主な持出先	
(5) 業務を行う時間、休業日					
(6) 従業員数の内訳					
年 月 日現在					
届出者又は届出者の登記上の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
人	人	人	人	人	人
(7) 業務経歴					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
(8) 当該事業に関連する許認可等					

※この書面に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

有害使用済機器について、該当する欄に○を記入してください。

取扱品目一覧

有害使用済機器の種類	保管を行う品目	処分又は再生を行う品目
1 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）		
2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫		
3 電気洗濯機及び衣類乾燥機		
4 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。） ロ ブラウン管式のもの		
5 電動ミシン		
6 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具		
7 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具		
8 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具		
9 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具		
10 フィルムカメラ		
11 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具		
12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く。）		
13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く。）		
14 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く。）		
15 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具		
16 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具		
17 電気マッサージ器		
18 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具		
19 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具		
20 蛍光灯器具その他の電気照明器具		
21 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具		
22 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具		
23 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く。）		
24 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具		
25 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具		
26 パーソナルコンピュータ		
27 プリンターその他の印刷用電気機械器具		
28 ディスプレイその他の表示用電気機械器具		
29 電子書籍端末		
30 電子時計及び電気時計		
31 電子楽器及び電気楽器		
32 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具		

※ 複数の事業場で取り扱う品目が異なる場合であっても、この書面は届出者が取り扱う品目すべてについて記載してください。

事務所

所在地	
電話番号	

事業場番号 No. _____

事業場

事業場の名称				
電話番号				
登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ()は一部面積	所有者
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
			()	
合 計	筆	登記簿上の敷地面積 (事業場の合計面積)		㎡ ㎡)

- ※ 事業場ごとに作成してください。
- ※ 当該地の土地公図及び土地の全部事項証明書（いずれも発行後3ヶ月以内のものに限る。）を添付してください。届出者が土地の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類を添付してください。
- ※ 土地公図及び全部事項証明書は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。
- ※ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。
- ※ 建屋内で事業を行う場合は、建物の所有権を有することを証する書類を添付してください。届出者が建物の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類を添付してください。
- ※ 事業場の平面図及び付近の見取図を添付してください。

保管施設の概要

所在地		
保管する有害使用済機器の品目		
保管の目的		
保管の期間		
保管の状況	保管施設の面積	m ²
	保管量	m ³
	保管の高さ	m
	第13条の6の規定による高さのうち最高のもの	m
	保管状況	屋内・屋外 (耐荷重性：有・無)
	保管容器使用	有・無
	容器の名称	
	呼称容量及び数量	
環境保全対策	囲い・表示	
	飛散防止	
	流出防止	
	地下浸透・水質汚濁防止	
	悪臭防止	
	騒音及び振動の防止	
	火災発生・延焼防止	
	ねずみ・害虫発生防止	
その他	作業時間	
	責任者氏名	

※ 保管施設ごとに作成してください。

※ 有害使用済機器の品目の欄は、保管を行うすべての品目を記載してください。

※ 保管施設（容器を用いる場合は保管容器を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

※ 屋外における保管で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることを証明する書類、図面、写真等を添付してください。

事業場番号 No. _____

施設番号 No. _____

処分（再生）施設の概要

所在地（設置場所）		
処分（再生）する有害使用済機器の品目		
施設所有者		本人・他人
処分（再生）施設	種類	
	数量	
	設置年月日	
	処理能力	t / 日（時間）
環境保全対策	悪臭防止	
	振動防止	
	騒音防止	
	飛散防止	
	流出防止	
	地下浸透・水質汚濁防止	
火災発生・延焼防止		
処分（再生）に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法		
その他	作業時間	
	責任者氏名	
	備考	

※ 処分（再生）施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力計算書）並びに当該施設の付近見取図（施設配置図）を添付してください。

※ 処分（再生）施設の所有権を有することを証する書類を添付してください。届出者が処分（再生）施設の所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類を添付してください。

届出者に関する書類

○下記の書類を添付してください。

- 1 届出者が個人の場合は、住民票の写し
- 2 届出者が法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合には、その法定代理人の住民票の写し

○ 届出チェックリスト（提出前の事前チェックにご利用ください。）

届出様式、添付書類	チェック欄
<p>1 様式第 35 号の 2（有害使用済機器保管等届出書） （第 1 面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載漏れがない。 ・届出者の自筆のサイン又は押印がある。 ・必要な別紙が添付されている。 <p>（第 2 面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の欄は、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は登記事項証明書のとおり記載されている。 	□
<p>2 別紙 1（事業計画の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載漏れがない。 	□
<p>3 別紙 2（取扱品目一覧）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が取り扱う品目すべてについて記載している。事業場ごとに作成するものではないことに注意。 	□
<p>4 別紙 3（事務所、事業場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所は、帳簿の作成及び備え付け等の事務処理を行っている場所が記載されている。 ・事業場は、有害使用済機器を保管又は処分（再生）を行っている場所が記載されている。 ・必要な添付書類が添付されている。 <p>〔添付書類の注意事項〕</p> <p>(1) <u>土地公図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場の区画をマーカー等で明記してください。 <p>(2) <u>土地の使用する権限を証する書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・例) 賃貸借契約書、使用承諾書など <p>(3) <u>建物の所有権を有することを証する書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・例) 建物の全部事項証明書、固定資産税の課税通知、建築確認書など <p>(4) <u>建物を使用する権限を有することを証する書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・例) 賃貸借契約書、使用承諾書など <p>(6) <u>事業場の平面図及び付近の見取図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害使用済機器の保管、処分等の施設の外、展開場所、事務所等を明記してください。 	□
<p>5 別紙 4（保管施設の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の保管施設がある場合は、それぞれ作成されている。 ・保管する有害使用済機器の品目は、当該保管施設に保管するもののみ記載されている。 ・「保管の最大高さ」は、「第 13 条の 6 の規定による高さのうち最高のもの」以下である。 ・一の保管単位の面積は、200 平方メートルに収まっている。 ・仕切りが設けられていない隣接する保管場所は、2メートル以上離れている。 <p>〔添付書類〕</p> <p>(1) <u>当該施設の付近の見取り図</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業場全体の平面図に兼ねられる場合は省略可 <p>(2) <u>施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類、図面、写真等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる保管形状の場合は、囲い、仕切等の規格が分かるように図示してください。 	□
<p>6 別紙 5（処分（再生）施設の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の処分（再生）施設がある場合は、それぞれ作成されている。 ・処分（再生）する有害使用済機器の品目は、当該施設で処理するもののみ記載されている。 <p>〔添付書類〕</p> <p>(1) <u>施設の所有権を有することを証する書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設購入費の支払いを示す書類など 	□
<p>7 別紙 6（届出者に関する書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないものが添付されている。 ・定款の写しは、法人の代表者が現行定款の原本の写しに相違ない旨証明したものである。また、届出日の 3 ヶ月以内に証明されたものである。 	□